

くれた成果によって、従来の通説的な文書名がいくつか訂正されつつあることによっても知られる。

本書については、いくつかの希望を申し述べたが、それは決してあら探しを目的としたものでないことは了解頂けるものと思う。もし本書が通り一遍の史料集であったなら、私自身それなりの書評でお茶をにごしておいたであろう。屢述するように、本書はおそらく現在望みうる最高水準の史料集であるが故に、そしてまた、最近ようやく盛んになりつつある史料集刊行のひとつのモデルとしての役割を果たすべきものであるが故に、勝手な希望を述べたのである。さらに、これは現在公務として『東寺百合文書目録』作成の事に従い、また個人的には史料集刊行の準備を進めている私自身への自戒の言葉であることも付言しておきたい。最後に、文中にあるいは私の誤解があり、また理解の至らぬ点があれば、関係者一同の御海容をお願いするものである。なお、本書は官庁出版物であるが、希望者には実費頒布の方法も講じられている。詳しくは東京都港区六本木七丁目一五―一四、日本塩工業会内日本塩業研究会宛照会されたい。

〔A5版 図版三頁 目次三二頁 解題一九頁 本文五六三頁 一九七五年七月 日本塩業研究会発行〕
(京都市立総合資料館古文書課長)

黄培 (Pei Huang) 著

*Autocracy at Work: A Study of
the Yung-cheng Period, 1723-1735.*

大谷 敏夫

本書の著者黄培氏はオハイオ州、ヤングスタウン州立大学の中国史専攻の研究者である。序文によれば著者は、故李宗侗教授と呉相湘教授に示唆されて清代雍正期研究を志したという。著者は雍正独裁政治を研究する主要な理由として、一つには雍正期が清代史研究にとってとりわけ重要である点をあげている。すなわち康熙帝が清朝権力の保持者であるとしたならば、雍正帝はそれを創造し組織した人であり、乾隆帝はその上に立って安定と繁栄を享受したという。このような重要な時期にもかかわらず、雍正期の研究は、宮崎市定博士を始めとした日本の研究者を除いて、今まで各国の歴史家がほとんど注目していなかったという。次に第二の理由は、雍正独裁政治の研究こそ、中国の独裁政治の実態を明らかにする好個の時代であるという。すなわち雍正期は、中国独裁政治の最頂点に達した時期であり、世界史上におけるそれとの比較研究の上でも重要であるという。ここで著者の本文構成に従って各章の内容と問題点を述べておこう。

〔第一部 序 説〕

第一章 雍正期における独裁政治の様相

ここではまず *autocracy* という語の起源を考察し、それはへ絶対権力による支配の形態を指示するのであるという。そして初期エジプトにおけるファラオは独裁的支配者であったし一方西洋独裁政治は古代ギリシアに溯ることができるといふ。中国に於ては始皇帝による秦帝国の成立をもって始まり、前漢の武帝の独裁政治をへて、隋唐以後は着実に皇帝権が整備されて、明代になると一層独裁権が強化され、明制を継承した清朝皇帝によりそれが最高度に高められたという。特に雍正期に独裁権が確立したのは、一つには秦代以来の独裁権確立への歴史的経過によるものであるが、今一つは雍正帝の性格が独裁政治を成功させた主要な要因であるという。氏は以上の二点に注目されて二章以下でその独裁政治の解明をされるのであるが、ここではまず氏の *autocracy* という概念の把握と、それに基づく中国独裁政治に対する認識について、いささか疑問を呈しておこう。

autocracy という語の起源が、古代ギリシア語であるからと言って、そこでの政治形態を東洋的専制君主体制下におけるそれと対比することは無意味であろう。氏によれば、独裁制 *autocracy* と貴族制 *aristocracy* を異なる政態として把握し、独裁制は貴族制をチェックすることにより強化されたものであると考えられ、このような政治過程が存在しているから古代ギリシアと中国を対比されるのであるが、これはいささか暴論であるといわなければならない。というのは古代ギリシアに於ては、中国のような官僚制は存在しておらず、また独裁者の存在形態も中国とはずいぶん

相違していたからである。

しかるに君主権力強化による中央集権体制を推進した中国の皇帝に対する呼称となればやはり「独裁君主或いは専制君主」ということにならう。問題はこのような中国における独裁君主の実態である。氏の理解では君主が宰相権力を削弱し、貴族を抑圧することを独裁権の強化とされているが、この点では筆者も異存はない。但、氏は中国に於いて貴族制が衰退し、君主独裁権が政治・社会構造の面で強化されてくる宋以降の独裁制についての認識があいまいであるように思われる。すなわち氏の中国独裁制についての認識には、やや超歴史的な点がみられるのである。中国独裁政治は中国社会・経済構造の反映であると考えらるならば、その構造を十分検討した上で各時代の独裁政治を把握する必要がある。

〔第二部 独裁者の形成〕

第二章 雍正帝の性格

ここでは帝の幼年時代の家族環境がその性格を形成し、それが彼の独裁政治に決定的な影響を及ぼしたという。すなわち彼の生母は貴族出身ではなかったから、他の皇后にくらべて不遇であったこと、ここから雍正帝は憂鬱にして孤独な少年時代を過した。彼にとつてはこの環境が劣等感を発達させたが、それが逆に他の兄弟よりぬきんでたいという野望を抱かせることになった。また彼の他人に対する嫉妬心・猜疑心の強い性格も、このような環境の中から形成されてきた。彼は容易に他人を信用しなかった。これは即位後、彼がごく少数を除いて、ほとんどの官僚を信任しなかったこと、また自分と意見の合わない官僚を容赦なく罰したのもこのような性格に起因している。

次に彼の *ideology* が、帝の独裁政治に重要な役割を果たしたという観点から、その *ideology* の分析を行っている。雍正帝の *ideology* は中国の伝統的哲学である儒家・法家・道教・禪宗などを都合よく利用して、その統治哲学を創造したと考える。儒家に於ては朱子学における孝経の思想を重視し、それを独裁政治の道具とし、法家に於ては、公 *justice* 均 *equality* 中 *mean* の三大原理による法治主義を遂行した。また広大な民衆を統治する必要上、民衆との結びつきの深い道教・仏教思想も尊重した。

以上がこの章の要約であるが、ここで氏が雍正帝の生育歴や性格が、その独裁政治に影響を与えたとされる点について感想を述べよう。一般にアメリカ史学の一つの傾向として人物史研究には、しばしばその生育歴や意識構造のもつ意義を過大評価する面があり、氏の研究もそれと軌を一にしているといえよう。

ただ問題は人物史を説明する場合に用いる図式を、氏の問題とされる独裁政治構造説明にもあてはめることは、それほど意味のあることであろうか。寧ろここでは氏の叙述の後半の部分である独裁政治を支えたイデオロギーの側面の分析が必要であろう。雍正帝は官僚に対して公を求め私を斥けた。ここで帝の説く公の概念とは、君父に対する忠であり誠であった。それが法家という公正ということでもありここに儒教イデオロギーとしての一君万民の概念と、法家による遵法主義とが融和している。かくして雍正帝の統治哲学を作りあげた要因は、帝の個人的性格にきずよりも、宋以降における独裁権力形成の過程を通じて著われた統治哲学の中にみるべきであろう。

第三章 皇位への道

ここではまず康熙末年の帝位後継者相続争いの経過をのべている。ここで氏は従来中西学者が、聖祖・世宗実録の内容に矛盾があるところから、雍正帝の即位に疑問をもち、それが陰謀によって実現したこと、そしてその事実を知っていた隆科多・年羹堯を、雍正帝は、即位後伏誅したという解釈を取るのを批判している。氏によれば、各書記載の内容を検討してみると、必ずしも合法的な嗣統の証拠にはならないとし、従って隠諱の事実はないとする。そして雍正帝が即位に成功したのは、凡て彼の策略 *strategy* によるという。その策略とは、雍正帝はまず皇位継承の闘争の混乱の中では自らを守り、競争相手が脱落する中で登場し、康熙帝に対して孝悌の道を尽くすことによってその野心を得るというものであった。この策略を用いる際には、凡て秘密主義を厳守していたという。

ところでこの雍正帝が大統を繼承した問題に関しては、未だに謎の部分が多い。だから氏のように解釈することも可能である。この謎をとく鍵は、一つはより実証的な資料が発掘されることであろう。その点、吾々は莊吉発氏を中心とする中国の学者に期待したい。本書を批評された莊吉発氏によれば、この聖祖廢儲や世宗嗣統の由来についての甚だ価値の高い資料（滿漢文起居注冊・朝鮮官書及び雍正朝宮中檔不録奏摺等々）が続々公表されつつあるので、これらを参考にすれば、事実はより鮮明になるとある。（食貨復刊第五卷、第八期、評介黃培著『雍正時代的獨裁政治』）ここではこれらの事実問題は置いておいて、ただ吾々としては、著者が雍正即位の事情を策略とか秘密とかいって帝個人の処世術の

みて説明している点は納得しがたい。氏はその策略が道家に基づき原理によっていると言うが、儲位の方式をどのようにするかということは王朝國家にとっては尤も重要な問題であろう。従つてこの問題に關しては、氏もふれられてはいるが、清朝建國以來たえまなかつた宗族内部の帝位をめぐる相継争いが、雍正朝になつて終止符がうたれ、太子密建法が成立した背景を考察することこそ肝要である。すなわち宗族の共同統治の部族様式を遺産として継承していた清朝が、ここに名実共に中国式皇位世襲様式を確立した点に歴史的意義があるのである。このように考えるならば、儲位に際しての雍正帝個人の能力や処世術は、寧ろ副次的な要素であらう。

第四章 権力の構築

氏はここで統治者 *ruler* と *elites* (*aristocrats* = 満州貴族、*bureaucrats* = 官僚) 間の闘争に焦点をあてている。氏によれば統治者は貴族・官僚集団のヒエラルキーの頂点にあつてその地位の維持につとめ、貴族・官僚は、しばしば個人的利益を追求するために統治者を犠牲にすることがあり、この両者の政治的立場の相違が、闘争の原因であるという。ここからエリートは朋党 *clique* を作つてその要求を貫徹しようとし、統治者は権力を自己に集中する凡ゆる試みを行なうが、このような闘争は独裁政治成立以來常に繰返されてきたものであるという。ところで氏は雍正期の朋党を三類に分けて説明する。○は宗室の朋党、◎は外戚の朋党、⊙は官僚の朋党である。この内○、◎は貴族階級に属し世襲の頭銜と重要官職を擁有着しているから強力である。特に⊙は帝権にとつては尤も恐るべき存在である。これに対して◎は科挙出身者で

世襲でなく力量は弱い。彼等は帝権生長に寄与しその基底となつたが、但し彼等が私利私欲を追求すると、その点で皇帝の権益と衝突し抑圧されたとのべ、その例として氏は雍正三年断罪させられた年羹堯の朋党についてかなり詳細に説明している。

次に氏は雍正帝の朋党抑制策の原則について、まず康熙帝のそれと対比して説明する。康熙帝の場合は、朋党抑制の理由が、相対立する官僚集団間のバランス維持という戦略上の問題に過ぎなかつたが、雍正帝の場合は、典型的な法家主義の原則に立つて帝権強化の妨害となる派閥を抑制する政策を遂行した。それが「御製朋党論」を始めとする一連の法令である。この法令の意図は帝権における正統主義 *legitimacy* と順応主義 *conformity* の二大原則を作ることにあつた。従つて雍正帝の場合は、朋党を撲滅し、皇帝独裁権を確固たるものにするのが、治政の目標であつたといふ。

この章における氏の論述は甚だ興味深いものがあるが、やはり二・三の疑問点が残る。その一つは、(独裁) 君主権確立以後にみられた朋党と、雍正期のそれとの対比が今一つ明らかでない。例えば唐代における牛李の朋党また宋代における新旧両党の朋党問題と、雍正期のそれとの相違点がどこにあるかといふことである。牛李や新旧両派の朋党の場合は、官僚間の闘争であり、しかもそれが政策論争に係つたものであつた。それに対して雍正期の朋党問題は、皇帝権と宗族・貴族・官僚の行政権との利害対立が焦点となつたものであつた。雍正帝が「御製朋党論」で何故、歐陽修の朋党論を批判したかといふ意義を考えれば、この問題は自ら理解できるであらう。

次に氏が官僚集團の朋党として、年羹堯のそれを重視されている点は重要であるが、それ以外に発生した官僚の朋党——すなわち蔡珽・李紱・謝濟世の朋党等——につき一行もふれていられないのは解しがたい。蔡珽は年羹堯に排斥された人物であるが、その彼を雍正帝は年羹堯断罪の一番手として利用し、年羹堯失脚後は、その蔡珽もまた朋党を結成したという理由で断罪され失脚した。この雍正帝の徹底した朋党抑圧の経過を十分に解明するのになければ、官僚朋党の問題の本質は理解し得ないであろう。吾々の理解しようところでは、官僚朋党抑圧の一つの理由として、それが封建論と結びつく危険があった点である。すなわち雍正七年陸生枬が「封建論」を著して弾劾された背景として、彼が蔡珽グループの御史謝濟世と同省出身であり、相互の連絡があったと指摘されている一例からも察することができる。この「封建論」こそ君主独裁制に相反する理念として存在していたのである。

【第三部 独裁機構について】

第五章 御史組織 (Censorial system) の弱体化

ここでは、まず御史と給事中の合併の意義を考察している。清朝は最初明代の旧制を継承し、御史組織としての御史と給事中を併存していた。従来御史は皇帝の過愆に対して直諫したり、官僚の失政に対して弾劾したりする職責を有していた。ただ職責上、御史機関は、給事中(諫官)と御史(言官)に分かれていた。

尤も御史機関以外の他の諸官庁に所屬する官僚にも直諫と弾劾の権利を認めていたからこの権利に関する御史官庁と他の官庁との差違はそれほどなかった。しかも御史の直諫も弾劾も皇帝の承認なしには、その効力を發揮し得なかったから、その権限はそれ

ほど強力とはいえなかった。ただ給事中には、制敕に対する覆奏・封駁等の権限があったので、これが帝権を脅やかす存在になる可能性は十分にあった。そこで雍正帝は制度上に於いてもその危険を取り除く必要上、六科給事中を都察院に改隸し、その権限を消滅させた。そしてそれに変えるに奏摺制度 (Palace memorial System) を十分に活用し、またその耳目(待衛)を全国に遍布して皇帝権の強化を完成した。この奏摺政治の役割を分析すると、①御史制度を有名無実にする最も効果的な制度であること。すなわち奏摺制度により、御史の権限は支離滅裂となった。その例として、御史権を活用して雍正帝の腹心の部下であった田文鏡を弾劾した御史謝濟世が、逆に皇帝権への挑戦として受けとられ罰せられた。ここから御史層は敵刑を恐れて弾劾しなくなり、その機能は停滞した。②は皇帝が官僚を統制する有効な道具としての機能を有していたこと。すなわちこの制度採用後、官僚間に相互疑心の雰囲気が生じ、一致して独裁者に反抗することが出来なくなること。③地方権力の勃興を不可能にしたし、帝権への潜在的な脅迫を除去したこと。④中央の決議を便利にし、行政効果を高めることが出来、政策決定を容易にしたこと。

かくして奏摺制度は、伝統中国における機密行政伝達機関 *secret official communication* の最高にして尤も高い段階になったという。

さてこの章の最大の問題点は、雍正帝がその独裁権を確立するために御史の権限を縮少し、代りに奏摺政治を実施することによって凡ての官僚に御史の任務を遂行させたという氏の指摘である。

これは甚だ示唆に富む見解ではあるが、是認できない面もある。諫官である六科給事中を都察院に改隸して言官一本に統一した雍正帝の意図は、①は官僚の皇帝への批判は一切容認しないこと②は官僚同志の相互摘発は、官僚統制上要る利用することにあつた。雍正帝の科道官に対する最三にわたる職責遂行への論旨は、御史の弱体化を図るというよりもむしろその制度の完全運用にあつたのではないか。また雍正帝は奏摺制度そのものも無制限に拡大しようとしていたのではなく、題本と並行して用いんとしていて、すなわち政策実施に当っては官僚は批論を奉到した後、別に題本を具奏する必要があつた。(莊吉發氏前掲の論文)

第六章 独裁組織の新制度—軍機処 *Grand Council*—

一般に史家は軍機処設立の主要原因を、対ジュンガル戦争に際しての軍需籌辦に求めているが、氏はそれには賛成しない。氏によれば、軍機処は独裁君主が腹心の友の援助でもって個人統治を実行する機関として成立したものであつて、歴史的には漢の武帝の内朝に溯り得るといふ。そして康熙年間の南書房 *Southern Imperial Study*こそ軍機処成立前に存在した権勢の内朝であつた。但し南書房は、文学上の業績を重視する点や、そのメンバーが胤禩等に趨附する傾向があつたので、雍正帝はこれを謙つて軍機処を設立した。ここから軍機処は一種の非公式な額外組織であり、軍機大臣は皇帝の私人秘書であつた。この軍機処の尤も重要な機能は、法令を起草すること、皇帝の訓令や記録を伝達することであつた。次に内閣大学士 *Grand Secretariat* との関係を見ると、両者は併存の形態を取つていた。その理由は、伝統を有する内閣大学士を残存させつつ軍機処の権限を発揮せしめ両者の制度的な

ランスを維持するためであつた。また軍機処は御史の監督を受けなかつたし、奏摺政治をこえる権威を与えられた。

以上氏は、軍機処成立を原則的に雍正朝の政治的發展による必然の産物とみなし、従来の史家のような軍事的必要説を取らない。この氏の見解に筆者は基本的には賛成である。莊氏は雍正帝は胤祥・鄂爾泰等の心腹の人を信任してしたのであつて軍機処の機構ではないと反論してられるが、設立の動機・機構はどうあれ軍機処が其後の清朝政治構造上に占めた位置から判断すれば軍機処政治發展説は一応妥当な見解であらう。

第七章 八旗制度 *Banner System* の官僚化

氏によれば八旗制度は本来官僚的・封建的・氏族的要素を結びつけたものとして存在していたが、その官僚化を推進したのが雍正帝であるといふ。

帝が八旗の官僚化を試みた理由は、衰退し始めた八旗制の再建を官僚化の過程に求めたところにある。八旗制の衰退は、旗人の経済条件の悪化によるものである。雍正帝は旗人の公共精神の衰退がその経済条件を悪化させたとの観点から一連の八旗救済策を実施してその生活を改良すると共に、公共組織を通じて公共精神を吹きこもうと試みた。また帝は八旗制の基礎単位である佐領の改革を行ない、諸皇子所領の佐領を分割して公中佐領 *Public Comhans* とし、公中佐領と旧旗主を永久に分離した。それと共に諸皇子の各種封建的特権をも免除して、親兄弟を改任して都統とした。その他、法令の整備、監察制度の建立、旗人教育の強化等は、凡て八旗制度の官僚化等を促進するためであつた。雍正帝の八旗制度改革の成果については、旗人の物質的・文化的墮落

を調整することには失敗したが、その制度の官僚化への試み、すなわち貴族の権限を縮小して皇帝の独裁権を強化することには成功したというのがこの章の結論である。

さてこの章における氏の考察には異存はない。ただ氏が八旗制の改革のみに焦点をあてて、綠營軍制について一行も触れていられないのは理解しがたい。何故ならば雍正帝が、集権的官僚国家を維持するため、尤も尽力したのは八旗軍の再建と共に綠營軍の整備であった。征服王朝である清朝が中国全土を統一した時、

そこを支配する軍事機構は八旗軍のみでは不可能であり、旧明軍隊の系譜をひく綠營軍を整備編成することが緊急の課題であったのである。そしてこの綠營軍に於いても独裁君主制に寄与する軍制に改編するため官僚化が進められていた点を見逃してはならない。

〔第四部 独裁支配の効果〕

第八章から第十章までは世宗の統治が土人・民人・少数民族にいかなる影響を与えたかという問題について叙述している。

第八章 文人。ここでは世宗の文教政策に焦点をあてている。

世宗は程朱の学を提唱して思想を統一し、同時にまた文字の獄により文人を脅迫したが、それは凡て君権を強化するためであったという。そして文字の獄には○朋党と係りあるもの○忌諱と係りあるもの○反滿思想及び行動と係りあるもの、の三類に分けて説明している。

第九章 この時代の平民。ここでは雍正時代の平民は順治・康熙時代に比べて生活の向上がみられたという。その理由は世宗の平民対策にあるとする。すなわち○は賤民 *people of "Mean"* の

原籍を削除することにより賤民の解放を行なったこと。○は河川保護・荒地開墾・水利灌漑・河工整頓等々の國家的事業を推進することにより平民の福利を改善したこと。○は火耗 *malage fee* 婦公および地丁併徴などの賦稅改革を行なったことをあげている。そしてこれらの改革の意図は、豪強劣紳の私利を抑制することにより、無地の貧民、小商人を保護することにあった。そしてこれらの改革の結果、国内商業は發展し、經濟繁榮をもたらしたという。

ここで氏は雍正帝の対民政策は民生の安定(福祉)面において効果的であったというのであるが、この点に於いても耗羨婦公にみられる雍正帝の施策が、新たな弊害を生み民生を圧迫させることになっていった点が見逃されている。(莊氏前掲の書にも指摘)雍正帝は官僚に公廉を要求し、地方郷紳 *local gentry* には権力と農民をつなぐパイプ役としての役割を期待して一連の行政改革を行なったのは事実である。しかしその場合雍正帝の施策にも拘らず鄉村社会構造の中に生じた種々の矛盾を歴史的に考察するのになければ、雍正帝の善政のみが指摘されることになり問題の本質が失われることになろう。

第十章 少数民族問題 苗族・傜族・猯族。

西南各省のこれら少数民族には土司制度 *tribal headman system* が行なわれていたが、これが独裁君主政治と互いに相抵触し、朝廷の利益に違背することがあった。そこで雍正帝は改土歸流により土司のもつ特権を回収し、清朝政權の管轄下に入れた。この改土歸流により清朝は開墾地の増大・銅鉛鉱の開採などが可能となった。

ここで氏は改土帰流の推進者を鄂爾泰に帰しているが、莊氏によれば、既に康熙年間に雲貴総督高其倬がこの政策を行なったと指摘されている。また氏は改土帰流により新たに生じた民族問題——すなわち漢民族の移住による少数民族とのあつれきが発生し、これが清末政治史の重要課題となった点にはふれていられないが、これは今後の展望として述べてほしかった。

第十一章 結論で氏は、雍正帝は在位こそ短かったが、中国史上最も有能にして、成功した独裁統治者であり、その影響は永遠であったと結ばれる。

最後に本書を通読しての感想を述べよう。これまで雍正時代を凡ゆる角度から総合的に研究したものがなかったところから、これに本格的に取り組まれた著者の研究は価値があろう。しかも著者が雍正史を研究するに際してこれまでの各国の研究業績を検討されてこの研究に生かされている点において、本書はただ単なる実証や独断に終らず、国際学界に共通の研究の場を提供している。特に著者は故安部博士や宮崎博士を中心として行なわれてきた京都大学雍正硯批論旨研究班の成果に注目され、ここでの研究を本論構成に存分に活用されている。この意味で日本における雍正硯批論旨研究は、国際学界における雍正史研究の先鞭となったと言える。しかしもし著者が日本における研究成果をより広く参酌されるとしたならば、現在日本の学界で論争中である雍正期における地丁銀制成立或いは郷紳論をどう評価するかという社会経済史研究にも注目してほしかったと思う。他の章に較べて、著者の第九章論述がやや精さいを欠くのも、著者の郷紳論についての認識がいまいなところ起因するのではないか。すなわち雍正時

代が独裁権力の完成期であるとするれば、そのような独裁権力構造に対応する社会経済構造はいかなるものであったかという問題の認識である。そしてそれをとく鍵として郷紳研究が進められているのである。ただ最近郷紳論だけでもその社会経済の実態は解明できないので、更に農民の小経営の分析も進められている。今後これらの研究業績をも検討され、著者の研究がより一層深められることを期待するものである。

「付論」

アメリカで黄培氏にみられる清朝独裁君主制の研究が活発になり始めたのは、一九六〇年代の後半からである。尤もその前提としてアメリカでは、一九五〇・六〇年代にウィットフォゲルの「東洋的専政」にみられる超時代史的な中国認識についての批判が始まり、君主制・官僚制に於いても各時代の特徴をなるべく具体的に把握しようという試みがみられた。清代における官僚制研究としては〔Thomas A. Metzger, *The Internal Organization of Ch'ing Bureaucracy*〕が著名である。この官僚制研究と並行して清代独裁君主制研究が脚光をあびてくるが、その成果の一つが〔Jonathan D. Spence: *T's'ao Yin and K'ang-hsi Emperor* (Yale, 1966)〕である。著者はこの著で江樑夢の著者曹浩の祖父である曹寅が、康熙帝のブレンとして、清朝の江南支配にいかに関与したかという問題につき論述している。またスペンス氏には〔*Emperor of China: Self Portrait of K'ang-hsi* (Knopf, 1974)〕なる論著もあり、康熙帝の人物像に焦点をあててその独裁者としての心理分析を行っている。また〔Harold L. Kahn: *Monarchy in the Emperor's Eyes* (Harvard, 1971)〕なる論著が公表され

独裁君主乾隆帝の治政を詳細に研究した。ここにアメリカでは、康熙―雍正―乾隆三代にわたる清朝独裁権力構造についての研究が出揃ったことになる。概してアメリカの清朝史研究は、独裁制・官僚制に焦点をすえ、権力構造の実態を解明せんとするものであるが、個々の研究における問題意識には差異があり個別研究の域を出ないところがある。今後はこれら個別研究の中から問題を整理して、実証的研究を深めつつ、清朝集権的官僚制の全体像を

把握する作業が進められることを期待したい。尚この小論作成に際してマイケル・ロビンズ氏から種々示唆を受けた。ここに謹んで感謝の意を表する次第である。

(A 5 判、本文三八二頁、一九七五年、Indiana University Press
Bibliography、他一二七頁)

(京都大学文学部助手)